

## 船井郡衛生管理組合の人事行政の運営等の状況(令和3年度)

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

#### (1) 職員の採用・退職の状況(令和3年度実績)

区分	採用			退職		
	男性	女性	計	男性	女性	計
事務職	0人	0人	0人	0人	0人	0人
技能職	0人	0人	0人	4人	0人	4人
合計	0人	0人	0人	4人	0人	4人

#### (2) 職員数の状況

##### ① 部門別職員数(各年度4月1日現在)

区分			職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和4年度	令和3年度		
一般行政 部門	一般職員	事務職	8人	7人	1人	
		技能職	13人	14人	-1人	
		計	21人	21人	0人	
	再任用 職員	事務職	0人	1人	-1人	
		技能職	8人	9人	-1人	
		計	8人	10人	-2人	
	会計年度任用 職員(フル)	事務職	3人	3人	0人	
		技能職	2人	2人	0人	
		計	5人	5人	0人	
	会計年度任用 職員(パート)	事務職	1人	0人	1人	
		技能職	4人	7人	-3人	
		計	5人	7人	-2人	
事務職(計)			12人	11人	1人	
技能職(計)			27人	32人	-5人	
合計			39人	43人	-4人	

②年齢別職員数(令和4年4月1日現在)

区分		～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～	計
一般職員	事務職	人	1人	2人	1人	3人	人	7人
	技能職	人	1人	1人	8人	4人	人	14人
	計	0人	2人	3人	9人	7人	0人	21人
再任用職員	事務職	人	人	人	人	人	人	0人
	技能職	人	人	人	人	人	8人	8人
	計	0人	0人	0人	0人	0人	8人	8人
会計年度任用職員	事務職	人	人	人	2人	人	3人	5人
	技能職	人	人	人	1人	1人	3人	5人
	計	0人	0人	0人	3人	1人	6人	10人
事務職(計)		0人	1人	2人	3人	3人	3人	12人
技能職(計)		0人	1人	1人	9人	5人	11人	27人
合計		0人	2人	3人	12人	8人	14人	39人

2 職員の給与の状況

(1)人件費の状況(令和3年度一般会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和3年度4月1日)	歳出総額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	前年度の 人件費率
当該年度	人 44,354	千円 1,703,461	千円 39,318	千円 246,833	% 14.5%	% 15.0

(2)職員給与費の状況(令和3年度一般会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
当該年度	人 30	千円 99,138	千円 14,120	千円 34,924	千円 148,182	千円 4,939

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数については、令和3年4月1日現在の人数である。  
 3 再任用職員(パート)及び会計年度任用職員を含まない。

(3)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和4年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
本組合	46.5歳	307,000円	359,828円	347,073円
国	42.7歳	323,711円	-円	405,409円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているもの。  
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較するため国家公務員と同じベースで再計算したものである。  
 3 再任用職員及び会計年度任用職員を含まない。

## (4) 職員の初任給の状況(令和4年4月1日現在)

区分		本組合	京都府	国
一般行政職	大学卒	182,200 円	191,000 円	182,200 円
	短大卒	163,100 円	— 円	— 円
	高校卒	150,600 円	156,700 円	150,600 円

## (5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(令和4年4月1日現在)

区分		経験年数10年以上～ 15年未満	経験年数15年以上～ 20年未満	経験年数20年以上～ 25年未満
一般行政職	大学卒	— 円	— 円	378,700 円
	短大卒	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	295,833 円	315,167 円

## (6) 一般行政職の級別職員数等の状況

## ① 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和4年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事補及び技師補の職務	2 人	10 %	150,100 円	247,600 円
2 級	主事及び技師の職務	14 人	43 %	198,500 円	303,900 円
3 級	係長、主任及び高度な知識又は経験を必要とする職務	8 人	30 %	234,400 円	350,000 円
4 級	課長補佐の職務	2 人	7 %	266,000 円	381,000 円
5 級	課長の職務	2 人	7 %	290,700 円	393,000 円
6 級	困難な業務を所掌する課長の職務	0 人	0 %	319,200 円	410,200 円
7 級	事務局長の職務	1 人	3 %	362,900 円	444,900 円

- (注) 1 船井郡衛生管理組合職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。  
 3 再任用職員(パート)及び会計年度任用職員は含めない。

## ② 昇給への人事評価の活用状況

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
ア. 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能 な区分	昇給実績が ある区分	昇給可能 な区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)		—		—	
イ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期		○		○	
		未定		未定	

## (7)職員手当の状況

## ①期末手当・勤勉手当

区分		本組合		国	
1人当たり平均支給額		1,127	千円	-	千円
支給割合	期末手当	2.55 月分	(1.45) 月分	2.55 月分	(1.45) 月分
	勤勉手当	1.90 月分	(0.90) 月分	1.90 月分	(0.90) 月分
加算措置の状況		職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

## ②勤勉手当への人事評価の活用状況

令和3年度中における運用		管理職員		一般職員	
ア. 人事評価を活用している					
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率					
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ(一律)		—		—	
イ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期		○		○	
		未定		未定	

## ③退職手当

区分		本組合		国	
		自己都合	応募認定・定年	自己都合	応募認定・定年
支給率	勤続20年	19.6695 月分	24.568675 月分	19.6695 月分	24.568675 月分
	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709 月分
	最高限度	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置		定年前早期退職加算2～30%		定年前早期退職加算2～45%	
退職時特別昇給		なし			
1人当たり平均支給額		0千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

## ④特殊勤務手当

支給実績(令和3年度決算)		2,090 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)		104,500 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度決算)		66.7 %		
手当の種類(手当数)		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和3年度決算)	左記職員に対する支給単価
廃棄物処理施設運転管理業務手当	当該業務に従事し資格を有するもの	当該業務技術管理者等	360 千円	月額10,000 円
廃棄物処理手当	当該業務に従事したもの	廃棄物収集、処理及び管理等	1,010 千円	月額5,000 円
火葬業務手当	当該業務に従事したもの	当該業務	2,160 千円	月額60,000 円

## ⑤時間外勤務手当

区分	令和3年度決算	令和2年度決算
支給実績	1,450 千円	1,033 千円
職員1人当たり平均支給年額	38 千円	千円

(注) 職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、当該年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)である。

## ⑥その他の手当

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和3年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)
扶養手当	・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 (16歳から22歳までの子5,000円加算) ・その他扶養親族 6,500円	同		4,624 千円	256,889 円
住居手当	家賃額に応じて 上限28,000円	同		990 千円	330,000 円
通勤手当	・交通機関利用者 運賃相当額(上限55,000円) ・交通用具使用者 距離に応じて支給(距離が2km以上に限る)	同		2,499 千円	86,172 円
管理職手当	・事務局長 給料×14% ・課長 給料×12% ・課長補佐 給料×10%	異		2,495 千円	499,000 円
管理職特別勤務手当	休日勤務につき 6時間以上6,000円 3時間以上3,000円	異		12 千円	3,000 円

⑦特別職の報酬等の状況(令和4年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給料	管理者	(年額)	120,000 円	
	副管理者	(年額)	60,000 円	
	副管理者(常任)		530,000 円	
報酬	議長	(年額)	50,000 円	
	副議長	(年額)	40,000 円	
	議員	(年額)	30,000 円	
期末手当	副管理者(常任)	(令和3年度支給割合)	3.64	月分
退職手当	副管理者(常任)	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		530,000円×任期年につき315/100	6,678,000	任期毎に支給

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「(1期の手当額)」は、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の額である。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)勤務時間の状況

勤務時間	休憩時間	1週間の勤務時間
午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後1時まで	38時間45分

(2)休暇制度の状況

区分	内容
年次有給休暇	1年につき20日
病気休暇	負傷又は疾病の場合で、医師の証明書等に基づいて最小限度必要と認める日又は期間
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により、職員が勤務しないことが相当であると認められる日又は期間
介護休暇	職員が要介護者の介護をするため、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間勤務しないことが相当であると認められる日又は期間
育児休業	子が3歳になる日までの期間及び子が小学校就学の始期に達するまでの期間のうち、1日2時間まで(部分休業)

(3)年次有給休暇の取得状況(直近1月1日から1月31日実績)

総付与日数	総取得日数	対象職員	年間平均取得日数	取得率
1091 日	428 日	31 人	13.81 日	39.2 %

(4)育児休業の取得状況(令和3年度実績)

区分	育児休業	部分休業
男性	0 人	0 人
女性	0 人	0 人

#### 4 職員の分限及び懲戒処分の状況

##### (1)分限処分の状況(令和3年度実績)

処分事由 \ 処分の種類	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績不良	人	人	人	人	0人
心身の故障	人	人	人	人	0人
職に必要な適格性の欠如	人	人	人	人	0人
職制、定数改廃、予算減少による廃職等	人	人	人	人	0人
刑事事件に関する起訴	人	人	人	人	0人
条例で定める事由	人	人	人	人	0人
計	0人	0人	0人	0人	0人

##### (2)懲戒処分の状況(令和3年度実績)

処分事由 \ 処分の種類	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	人	人	人	人	0人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	人	人	人	人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	人	人	人	人	0人
計	0人	0人	0人	0人	0人

#### 5 職員のサービスの状況

##### (1)綱紀保持の取組の状況

地方公務員は、地方公務員法において、全体の奉仕者としての公共の利益のために勤務し、職務の遂行にあたっては全力を挙げてこれに専念することとされており、法令等遵守義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、営利企業等の従事制限等の義務が課せられている。

本組合においては、これら服務規律の確保を徹底するため、随時、機会あるごとに職員に対して綱紀の保持及び公務員倫理等の徹底を図っている。

##### (2)職員の営利企業従事等許可の状況(令和3年度実績)

職員は、地方公務員法に基づく本組合の条例において、職務の遂行に支障を及ぼすおそれのある場合等を除き、かつ、地方公務員法の精神に反しないと認める場合に限り、許可を受けて営利企業に従事等することができる。

内容	件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の団体の役員、顧問、評議員及びこれに準ずるものとする地位を兼ねるもの	0件
自ら営利を目的とする私企業を営むもの	0件
報酬を得て事業又は事務に従事するもの	0件

#### 6 職員の退職管理の状況

地方公務員法により、営利企業等に再就職した元職員は、退職後、離職前の職務に関して、現職職員への働きかけを行うことが禁止されている。

7 職員の研修の状況(令和3年度実績)

当該年度に実施した研修は以下のとおり。

区分	研修名等	参加人数
本組合主催	人権研修	37人
京都市市町村振興協会主催	新規採用職員研修(公務員のための地方自治法)	1人
	中堅職員前期研修(後輩指導・調整力)	1人
	仕事の効率化を実現するためのテクニック	1人
	エクセル(基礎・応用)	2人
	中堅職員前期研修(ファシリテーション)	1人
	議会運営実務研修	2人
	市町村トップセミナー	1人
その他団体等主催	安全運転管理者(副管理者)講習	2人

8 職員の福祉及び利益の保護の状況(令和3年度実績)

(1) 職員の健康管理の状況

1年に1回、労働安全衛生法に基づく定期健康診断等を実施

区分	受験者数
定期健康診断	35人
人間ドック	4人

受診後の措置として、再検査受診の指示及び指導を対象者に行うとともに、保健指導等を通じて病気の早期発見及び早期治療の促進に努める。

また、メンタルヘルス対策として、管理職監督者向けのセミナー受講を積極的に行い、職員のメンタルヘルス不調の未然防止に努める。

(2) 職員の共済制度の状況

地方公務員法に基づく共済制度については、京都市市町村職員共済組合に加入し、共済年金、健康保険、福祉事業(人間ドック、貸付、貯金等)を実施。

(3) 職員の福利厚生状況

地方公務員法に基づく福利厚生については、京都市市町村職員厚生会に加入し、医療費助成・見舞金等の給付事業やスポーツ大会等の健康回復事業等を実施。

(4) 職員の公務災害等の状況

地方公務員法に基づく公務災害等については、地方公務員災害補償基金京都府支部に加入し、職員の公務上の災害又は通勤による災害に対して保証を行う。

区分	認定件数
公務災害	0件
通勤災害	0件



